

(2)「認定区分」と「家庭類型」

① 認定区分

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付をする仕組みとなっています。

認定は以下の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	本市の対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前児童 (保育の必要性なし)	公立幼稚園 私立幼稚園 私立認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けたが、学校教育施設の利用希望が強い就学前児童 (教育ニーズ)	私立幼稚園 私立認定こども園
	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受け、保育所・認定こども園での保育を希望している就学前児童 (保育ニーズ)	公立保育所 私立保育園 私立認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 (保育を必要とする児童)	公立保育所 私立保育園 私立認定こども園

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける児童）に当たっては以下の事由、区分等について基準を策定します。

項目	認定基準
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用